

平成20年10月2日

長野県知事 村 井 仁 様

県・国の施策に関する

要 望 書

長野県市長会

日頃、地方自治の推進、地域振興に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、真の地方自治の確立を進める上で行財政等多くの課題が山積する中、長野県市長会では、8月28日～29日開催の第123回総会において各市から提案された別紙事項について、関係機関へ提案・要望することを満場一致で決定いたしました。

つきましては、これら提案・要望事項の実現に向け、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、国に対する事項につきましては、北信越市長会総会において審議し、全国市長会議を通じ、国に要望することとなっておりますので、御理解のうえ御支援を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

平成20年10月2日

長野県知事

村 井 仁 様

長野県市長会会長

長野市長 鷺 澤 正 一

県に対する提案・要望事項目次

長野県電子自治体協議会の組織移行に関する長野県の支援について…	1
新型インフルエンザ対策について……………	2
浄化槽設置補助金県費分の削減について……………	3
ハザードマップ作成に係る助成制度の拡充について……………	4
長野県の現地機関の見直し検討について……………	5
長野県立総合リハビリテーションセンターが有する機能を持つ 施設の南信への設置について……………	6
住宅・建築物耐震改修促進事業の充実について……………	7
畜産振興施策の拡充について……………	8
県事業の実施にあたっての市町村の関与について……………	9
文化財の保護・保存に要する費用に対する支援の拡充について……………	10

長野県電子自治体協議会の組織移行に関する長野県の 支援について

長野県電子自治体協議会は、県と市町村が情報システムの構築等を共同で検討することで、経費の節減や業務の効率化を図り、市町村の電子自治体化を一層推進することを目的として設立されました。

同協議会は県を主体とした組織から、平成21年4月に市町村を主体に県を含めた組織へ移行する予定ですが、移行後の新しい枠組みにおいても、引き続き県による人的支援・経費的支援を要望します。

新型インフルエンザ対策について

新型インフルエンザの流行に備え、各市町村ごとに早期の策定が求められている行動計画・対策マニュアルについて、市町村ごとの対策レベルの格差を縮小し、広域レベルでの対策の有効性を担保するため、早期に準則を提示されるよう要望します。

また、新型インフルエンザ対策に係る準備費用、発生時の費用に対して国または県による財政支援措置を創設するよう要望します。

浄化槽設置補助金県費分の削減について

県では、本年度、合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱を年度中途に改正し、県の補助率1／3を市町村の財政力指数に応じて削減することとしたが、これまでの補助率を一方的に変更することなく、堅持するよう強く要望します。

ハザードマップ作成に係る助成制度の拡充について

災害危険箇所を住民に周知するため、洪水及び土砂災害ハザードマップの作成が法律により義務付けられています。ハザードマップの作成を推進し、掲載内容を適時に更新するため、長野県単独も含めた助成制度の拡充を要望します。

長野県の現地機関の見直し検討について

長野県行政機構審議会の答申を受けた県現地機関再編案では、現在6カ所にある教育事務所を4カ所に再編し、4教育事務所+1事務所とする考え方が示されました。

この1事務所は、南信教育事務所に飯田事務所を設置し、学校管理等の対応を行うとされていますが、職員配置など、人的・組織的対応にあたっては、教育低下を及ぼすことのないよう配慮するよう要望します。

長野県立総合リハビリテーションセンターが有する機能を持つ施設の南信への設置について

長野市にある「長野県立総合リハビリテーションセンター」が有する機能の一部を持つ施設を南信に設置するよう要望します。

住宅・建築物耐震改修促進事業の充実について

市町村の地域防災計画において、指定する避難施設の耐震診断については、県費補助が制度化されているが、耐震改修（補強）に関しては、未整備となっています。

今後地域の耐震化を促進するため、県の支援制度を充実されるよう要望します。

畜産振興施策の拡充について

世界的に飼料価格が高騰する中、生産コストの増加相当分を販売価格に転嫁することが進まない状況等から、畜産農家の経営は大変厳しい状況にあります。

安全安心な畜産物を生産するため、一生懸命に経営努力している畜産農家に対して、県においても早急に抜本的な支援施策を講じられるよう要望します。

県事業の実施にあたっての市町村の関与について

県が進める各事業の実施にあたっては、市町村の関与が不可欠となっているが、事業によっては、市町村において新たな予算措置が必要なケースもあり、円滑な事業推進を図るためには事前に意思疎通を図ることが重要です。

については、県の事業の実施にあたっては、事前に市町村の関与について調整を図る場を設けるとともに市町村が負担する事務経費に対する財政措置を考慮するよう要望します。

文化財の保護・保存に要する費用に対する支援の拡充 について

国、県等指定の文化財は地元自治体等が保護・保存を行い、その費用も捻出していますが、財政難の折、文化財保護の予算確保が難しくなってきたおり、それら文化財の保護・保存が十分に行き届かなくなる懸念が出てきております。

ついては、県において文化財の保存・活用に要する費用に対する支援の拡充をされるよう要望します。

国に対する提案・要望事項目次

新過疎法における新たな適用基準（地域指定）の導入について……………	12
危機管理のための施策への財政支援について……………	13
地域医療を守るための施策の充実について……………	14
公共交通の確保とまちづくり施策の充実について……………	15
農林業施策の充実と農業委員会委員選挙の見直しについて……………	16

新過疎法における新たな適用基準（地域指定）の導入について

中山間地域においては、人口減少や高齢化が進行し、過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域の人口要件に合致する地域が多数見られる状況である。しかし、現行法における地域指定は、地方自治体の財政力指数も要件としていることから、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の制定前に合併した中山間地域においては、過疎法の適用外となっている。

そのため、過疎町村と合併した市においては、旧市中山間地域と合併町村との間で、施設面を中心とした「逆格差」が生じており、この「逆格差」が新市としての一体感の醸成を阻害する一因となっている。

よって、新過疎法の制定にあたっては、現行法における地方自治体単位での指定要件を撤廃し、人口減少率や高齢化率など地域単位での指定を導入することにより、疲弊している中山間地域への支援や地域間における格差是正を含めた総合的な中山間地域・過疎地域対策となるよう要望する。

危機管理のための施策への財政支援について

住民の安全を確保するためには、危機管理体制の構築が必要であるが、学校施設の耐震化など、その完了までに多額の事業費と工期を要する状況である。

また、災害危険個所の周知や新型インフルエンザ対策、避難場所である学校等での地デジ対応など、多くの危機管理施策の実施が市町村に求められているところである。

よって、国において、次の事項について適切な措置を講じるよう要望する。

- 1 学校施設の耐震化に対する緊急措置について、国庫補助要件の緩和や特例期間の撤廃又は延長を含めたさらなる財政支援の充実を行うこと。
- 2 災害危険個所を住民に周知するため、ハザードマップの作成及び更新を促進するための助成制度の拡充を図ること。
- 3 新型インフルエンザ対策が有効に機能するよう、その準備費用や発生時の費用に対する財政支援措置を創設すること。
- 4 地上デジタル放送への移行にあたり、教育施設での「地デジ対応機器」への更新整備に関する財政措置を行うこと。

地域医療を守るための施策の充実について

全ての国民が健康で安心して生活するために、必要な医療サービスが確実に安定して提供されるよう地域の医療体制の確立が求められている。

また、保健事業の充実や医療制度改革により、医療費の総額を抑制していかなければならない。

よって、国において、次の事項について適切な措置を講じるよう要望する。

- 1 産婦人科等、医師が不足している診療科を志す研修医への優遇制度の創設や地方勤務の義務付け、地方大学医学部の地方枠の拡大などにより、地域医療の充実を図ること。
- 2 自治体病院は、地域の医療機関として、不採算であっても地域に必要な医療サービスを提供しており、地域の実情に配慮した上で中長期的に安定した黒字経営ができるよう必要な支援を行うこと。
- 3 小児の細菌性髄膜炎の原因菌である Hib(ヘモフィルスインフルエンザ b) 菌に対する予防接種について、その有効性及び安全性を確保した上で早期に予防接種法における定期予防接種に位置付けること。
- 4 後期高齢者支援金及び前期高齢者交付金の算定にあたり、医療費適正化に向けた被保険者の努力を正当に評価・反映される算定方式とすること。
- 5 医療制度改革により低所得者の国保税(料)等の負担が増大しないよう適切な措置を講じること。

公共交通の確保とまちづくり施策の充実について

少子高齢化と人口の減少が進行する中、地域の公共交通を確保することは、地方自治体の課題となっている。

また、雇用促進住宅の廃止に伴う入居者の不安の解消や公園等に設置された遊具の安全性の確保など、安心して生活できるまちづくりは都市自治体の責務となっている。

よって、国において、次の事項について適切な措置を講じるよう要望する。

- 1 地域の公共交通を守るため、「地域公共交通活性化・再生総合事業」の拡充と十分な予算確保を行うこと。
- 2 雇用促進住宅の廃止にあたっては、入居者に不安を与えないよう、退去者の受け入れ先を用意した上で進めること。また、建物の市町村への売却にあたっては、受け入れ市町村への財政面での支援を拡充すること。
- 3 都市公園等に設置された遊具の安全性を確保するため施策を整備するとともに既存の遊具の点検、修繕及び更新を促進するための財政支援を行うこと。

農林業施策の充実と農業委員会委員選挙の見直しについて

飼料価格の高騰は、畜産農家の経営を圧迫し、早期に抜本的な支援が求められている。また、拡大する鳥獣被害に対処するため、「鳥獣被害防止特措法」が制定され、対策が進められているところであるが、さらなる施策の充実が求められている。

よって、国において、次の事項について適切な措置を講じるよう要望する。

- 1 飼料価格が高騰し、大変に厳しい状況にある畜産農家の経営の安定を図るための抜本的な支援施策を早期に講じること。
- 2 鳥獣害防止総合対策事業について、事業実施主体に「市町村」を含めるとともに補助申請等の事務を簡素化すること。
- 3 農業委員会委員選挙において、立候補者の負担を軽減するため、飲食物の提供など、公職選挙法の準用項目の見直しを行うこと。